

部長・部長相当職 各位

企画部長 芦沢 政美

## 平成31年度予算編成方針（依命通達）

### 1 国の動向

日本経済は、平成24年末から緩やかな回復を続けており、景気回復期間は戦後2番目の長さとなっている可能性が高く、戦後最長に迫っている。名目GDPは過去最大を記録し、雇用所得環境が着実に改善、地方や中小企業にも好循環が波及する中で、消費や投資といった需要面が堅調である。その一方、潜在成長率が実際のGDPの伸びに追いつかずGDPギャップがプラスとなっており、生産性の向上が喫緊の課題となっている。

内閣府が発表した7月の月例経済報告では、景気認識を示す基調判断を「景気は、緩やかに回復している。」とし、「先行きについては、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、通商問題の動向が世界経済に与える影響や、海外経済の不確実性、金融資本市場の変動の影響に留意する必要がある。また、平成30年7月豪雨の経済に与える影響に十分留意する必要がある。」としている。

政府は、平成30年6月15日に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針2018」において、少子高齢化の克服による持続的な成長経路の実現を図るためのポイントとして、人づくり革命の実現と拡大、生産性革命の実現と拡大、働き方改革の推進、新たな外国人材の受入れ及び、「経済・財政一体改革」の推進の5点を挙げている。特に、「経済・財政一体改革」の推進では、新経済・財政再生計画を策定し、「経済再生なくして財政健全化なし」との基本方針を堅持し、引き続き、「デフレ脱却・経済再生」、「歳出改革」、「歳入改革」の3本柱の改革を加速・拡大するとしている。

これを踏まえ、平成30年7月10日に閣議了解された「平成31年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」では、①年金・医療等の社会保障費は高齢化等に伴う自然増6,000億円を加算した範囲内、②地方交付税交付金等は「新経済・財政再生計画」との整合性に留意する、③義務的経費は前年度当初予算額の範囲内とし、義務的経費を削減した場合には同額を裁量的経費で要求可、④その他の経費については、前年度当初予算の10%減の範囲内（要望基礎額）で要求できることとした。また、予算の重点化を進めるため、「基本方針2018」及び「未来投資戦略2018」等を踏まえた諸課題について、「新しい日本のための優先課題推進枠」を設け、各省は、前年度当初予算におけるその他の経費に相当する額と要望基礎額の差額に100分の300を乗じた額及び義務的経費が前年度当初予算額を下回る場合にあっては、当該差額に100分の300を乗じた額の合計額の範囲内で要望できることとした。

平成31年度においては、これら国の経済財政運営の動向を注視し、情報収集に努め、適宜適切に対応していく必要がある。

## 2 東京都の動向

都が平成30年7月20日に発表した平成29年度一般会計決算(見込み)では、実質収支は1,293億円の黒字となっている。これは、都税の増収に加え、将来を見据えて無駄の排除を一層徹底するなど、不断の改革を進めたことによるものであり、今後、東京2020大会の成功に向けた準備や社会保障関係経費の増加など、都が直面する膨大な財政需要に対応していくため、引き続き堅実な財政運営を行っていくこととしている。

都は、平成31年度予算を「東京2020大会を推進力とし、東京が成熟都市として新たな進化を遂げ、成長を生み続けられるよう、未来に向けた道筋を力強く歩む予算」と位置づけ、第一に、局横断的な連携や、行政にはない新たな発想の活用により、3つのシティを実現するための戦略的な施策を積極的に展開すること、第二に、ワイズ・スペンディング(賢い支出)の視点により、自律的な都政改革を不断に推し進め、一層無駄の排除を徹底し、健全な財政基盤を堅持すること、第三に、東京2020大会の開催準備の総仕上げを着実かつ効率的に進めることを基本として編成することとした。また、原則としてゼロシーリングを継続としたが、「重点政策方針2018 Tokyo ともに創る、ともに育む」に掲げられた戦略の実現に向けた積極的な取組や戦略的政策課題をはじめ、「2020年に向けた実行プラン」の事業案のうち、新規・拡充を行うものについてはシーリングの枠外とした。また、事業評価においては、必要な経費と、期待できる社会的・経済的便益とを比較検証するコスト・ベネフィット分析の視点を踏まえた評価を実施することとした。

都から区市町村への財政支援については、昨年度に引き続き、地方分権を推進する観点から、区市町村の自主性・自立性の更なる向上を図るという視点に立って、補助金の整理合理化、補助率の適正化、統合・重点化等の見直しを積極的に図ることとしている。しかし、歳入の根幹を成す都税収入を巡っては、平成31年度税制改正に向けて、国が地方法人課税の新たな偏在是正措置に関する検討を開始するなど、都を標的とした税制度の見直しにより、都の財源を更に奪う動きが加速しており、引き続き予断を許さない状況であるとしていることから、市の予算への影響について、一層の留意が必要である。

## 3 本市の動向

### (1) 平成29年度決算の状況

本市の平成29年度一般会計の決算見込みでは、実質収支が約7億3,506万円の黒字となった。歳入では、市税が0.8%の増収で、過去最大規模の約151億3,141万円となった。また、株式等譲渡所得割交付金が130.8%の増、地方消費税交付金が2.6%の増、配当割交付金が34.1%の増と、税連動交付金も増収となっており、一般財源は1.2%の増となった。特定財源では、繰入金、国庫支出金及び都支出金がいずれも減となっており、16.4%の減となった。

歳出では、東京都市町村職員共済組合負担金の増などで、人件費が0.1%の増、私立保育所運営委託料の増などにより扶助費が0.5%の増、向陽台小学校用地買収事業債の償還終了などにより公債費が1.6%の減となっており、義務的経費全体では0.1%の増となった。また、投資的経費は、第二小学校校舎大規模改修等工事請負費や第一中学校大規模改修等工事請負費の減などで33.9%の減となった。

なお、普通会計における経常収支比率は、税連動交付金の増などにより、前年度より0.3ポイント減少し91.3%となった。ただし、経常経費の増加は続いており、財政の硬直化が進まないよう留意が必要である。

## (2) 平成31年度歳入見込み

平成30年度の市税は、個人市民税では、景気回復や納税義務者数の増などの増要因があるものの、ふるさと納税による寄附金税額控除額が看過できない水準で増加しており、市税全体での伸びを鈍化させている。また、地方消費税交付金は、清算基準の見直しの影響による減収が出ており、自主財源全体としての増収は期待できない状況にある。

平成31年度の市税は、固定資産税は、都市基盤整備の進捗により増収になることが想定されるが、個人市民税では、引き続き景気回復や納税義務者数の増に伴う増収が見込まれるものの、ふるさと納税による寄附金税額控除額の動向には留意する必要がある。また、景気は緩やかな回復が続いているものの、通商問題など海外経済の不確実性などが、我が国の景気を下押しするリスクがあり、株価などの影響を受ける税連動交付金についても安定性を欠くといわざるを得ない。このように市財政を巡る環境は、引き続き厳しい状況にあることから、可能な限りの情報収集を尽くし、特定財源の確保に努めるとともに、受益者負担の適正化、公平化の観点から、負担金や使用料等の更なる見直しも行う必要がある。

## (3) 平成31年度歳出見込み

平成31年度は、第四次長期総合計画の後期5か年の4年目に当たり、計画の目標達成に向け着実に推進していく必要がある。投資的事業においては、市施行及び組合施行の土地区画整理事業や公共下水道事業等の都市基盤整備をはじめ、第一調理場建替移転工事及び多3・4・36号線トンネル整備工事などが予定されているなか、公共工事における労務単価や建設資材等の高騰による建設コストの上昇に伴う歳出増が見込まれる。

また、待機児童解消に向けた取り組みや、被災地支援と大規模災害に備えた防災・減災対策の強化、地方創生に向けた施策への対応など、引き続き多くの課題解決に向け取り組んでいく必要がある。

こうしたことに加え、消費税増税による歳出も見込まれることから、歳出は、これまで以上に特定財源の確保に努めるとともに、各事業の必要性や費用対効果、規模等を見直し、財源に見合った規模に抑制していく必要がある。

## (4) 平成31年度予算編成への取り組み

本市は、厳しい財政状況であっても、第四次長期総合計画に基づき、市民生活に直結する多くの事業を継続的に展開していかなければならない。これまでも財源確保が厳しい状況が続いている中で、職員配置の適正化や組織改正等の行政改革に積極的に取り組み、着実に計画事業を推進し成果をあげてきているところである。

こうしたことを踏まえ、平成31年度の予算編成に当たっては、必要な行政サービスの水準を確保しながら、事務事業の見直しを一層徹底し、効率的、効果的な行財政運営に努めていくために、以下のことを基本とする。

第一に、将来を見据えた健全な財政を維持しながら、第四次長期総合計画の主要な事務事業等や、市が直面する課題の解決に取り組むこととする。

第二に、稲城市まち・ひと・しごと創生総合戦略で掲げた目標を達成できるよう、特定財源の確保を図り、各施策・事業を着実に推進することとする。

第三に、被災地支援を継続するとともに、市民の安全を最優先に防災・減災対策に計画的に取り組むこととする。

第四に、受益者負担の見直しや新たな財源の確保に取り組むとともに、全ての事務事業について、費用対効果や必要性、有効性を厳しく検証し、更なる創意工夫により経費の縮減を図ると

ともに、選択と集中の視点に立ち、施策の優先順位付けを念頭に予算を見積ることとする。

特に、

- ①事業内容や執行方法の改善を図るため、給与関係費・公債費を除き、スクラップアンドビルド及びゼロベース視点に立ち、徹底した見直しを行うこと。また、見直しの際は、公会計制度を活用した事務事業評価結果などを参考にすること。
- ②投資的事業については、第四次長期総合計画の中間点検に掲げられているものを優先するとともに、新たな財源確保に取り組み、効率的、効果的に事業進捗を図ること。
- ③新規事業・レベルアップ事業を含む政策的経費については、以下を厳守したうえで要求すること。
  - ・事業の必要性や費用対効果、他市の実施レベルなどの検証を徹底して行い、必要な財源は原則として既存事業の見直しと併せて実施し、可能な限り終期を設定すること。
  - ・過去の決算等の分析・検証を踏まえて規模・単価等の積算根拠については、十分精査を行うこと。
  - ・第四次長期総合計画中間点検後の後期5か年の財政フレームを超えない範囲で要求すること。また、第四次長期総合計画の目標年度である平成32年度の負担まで明確にすること。

予算編成に当たり、これらの事項を前提としたうえで、下記事項にも留意し、原則として前年度予算額の範囲内で所要額を見積ること（ゼロシーリング）とされたい。

より一層の地方財政の自立、地方分権の推進が求められる中、「予算は自治体の政策決定である」ことを肝に銘じ、議会及び市民団体からの要望事項、監査委員からの指摘事項についても十分配慮のうえ、職員一人ひとりが予算編成の主体となって課題に取り組まれるようお願いする。この旨、命をもって通達する。

## (歳入)

### ① 市税

経済情勢の推移や税制改正の動向、地区の開発動向を的確に掴み、公平負担の原則から課税客体の的確な把握の向上を図り、積極的な財源確保に努めること。市税徴収率については、徴税努力により、前年度以上の水準を目指すこと。

### ② 分担金及び負担金

事業内容に応じた適正な受益者負担の観点から、積極的に見直しを行い、予算に反映すること。

### ③ 使用料及び手数料

「手数料の考え方と算定基準」及び「使用料の考え方と算定基準」を参考に引き続き見直しを実施し、予算に反映すること。

### ④ 国・都支出金

国・都の予算編成の動向に十分留意し、対象経費を精査した上で、積極的な確保に努めること。

特に、負担金及び補助金の廃止・縮小があった場合は、他の財源の確保あるいは事業の見直しや廃止を行い、安易に一般財源への肩代わりは行わないこと。

### ⑤ 財産収入

未利用財産については、特に廃滅水路・道路の売却を促進し、前年度実績以上を目指すこと。

### ⑥ 基金繰入金

財政調整基金及び公共施設整備基金からの繰入金は、可能な限り縮減すること。

### ⑦ 地方債

世代間の負担の公平性という趣旨を踏まえ、後年度の負担に配慮し、適切な活用を図ること。臨時財政対策債の起債額については、配分枠内で可能な限り縮減すること。

### ⑧ その他

広告収入、ネーミングライツ及びクラウドファンディングなど新たな財源確保について、積極的に検討し財源の創出に努めること。

## (歳出)

### ① 人件費

人件費については、給与の適正化に努めるとともに、効率的な執行体制に向けて、弾力的な組織運営及び再任用制度の活用など、総人件費の抑制に努めること。

### ② 扶助費

扶助費については、今後も増加が見込まれるため法令等に係るもの以外は、他市の状況等を検証し所要額を見積もること。

### ③ 物件費・維持補修費

事業委託については、必要性や費用対効果などの観点から、業務内容を十分精査し、仕様を明確にするとともに、創意工夫により経費の縮減に努めること。

宿泊を伴う旅費については、必要最小限のものとすること。また、原則として宿泊を伴う随行職員の旅費計上は1人、委員の視察研修は就任時及び隔年実施とすること。

維持補修費については、「稲城市公共施設等総合管理計画」に基づき、緊急性、安全性、事業効果を十分に検討し、市内全ての施設等の維持補修や更新の必要度を考慮し、優先順位付けを行ったうえで予算に反映させること。

④ 補助費等

補助金については、「補助金等の取り扱い基準」を参考に引続き見直しを実施し、適切な対応を図ること。また、各種団体に対する補助金については、団体の自立的、自主的運営の促進を求めるとともに、各主管課においては、その内容、経費を精査し所要額を見積もること。

各種団体への負担金等については、目的、効果及び必要性を再検証すること。

⑤ 投資的事業

投資的事業については、第四次長期総合計画中間点検後の財政フレームを堅持すること。事業費の積算に当たっては、過去の決算等の分析・検証を行うこと。また、規模・単価等の積算根拠についても十分精査を行うこと。

施設整備については、事業効果・優先度・必要性・整備水準・将来の維持管理費用等を検証し所要額を見積もること。また、設計段階から建設費の縮減に努めるとともに、管理がしやすい施設を目指すと同時に民間活力等を積極的に導入することにより、コスト縮減に努めること。

⑥ 特別会計

特別会計についても、一般会計と同一基調に立ち、当該特別会計を設置した本来の原則に基づき、経営の一層の効率化及び自己財源の確保を図り、一般会計からの繰入れを可能な限り圧縮するよう、最大限努めること。

⑦ 出資団体

市の出資団体については、その存在意義を検証し、あり方や事業内容について不断の見直しを行うとともに、多様な視点から経営改革を推進するよう、適切な指導監督を行うこと。特に、団体に対する財政支出については、経営の効率化・自立化を促進する観点から、補助及び委託の内容・規模・方法等、厳しく検証を行った上で、所要額を見積もること。

⑧ その他

経費の積算に当たっては、以下の点に留意すること。

- ・消費税率については、平成31年10月から10%に引き上げられることを前提とする。
- ・環境問題・危機管理にも配慮し、過去の実績値等を踏まえ、更なる見直しを行い最少の経費で積算すること。
- ・単価及び数量等は、的確に把握し積算すること。
- ・公共施設の維持管理・運営等は、指定管理者制度や市民参加、協働等により事業化・具体化するよう努めるとともに、市民サービスの向上や経費の縮減などの効果を予算に反映させること。